

地域スポーツの推進に関する文部科学省の取組

平成27年4月23日

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課

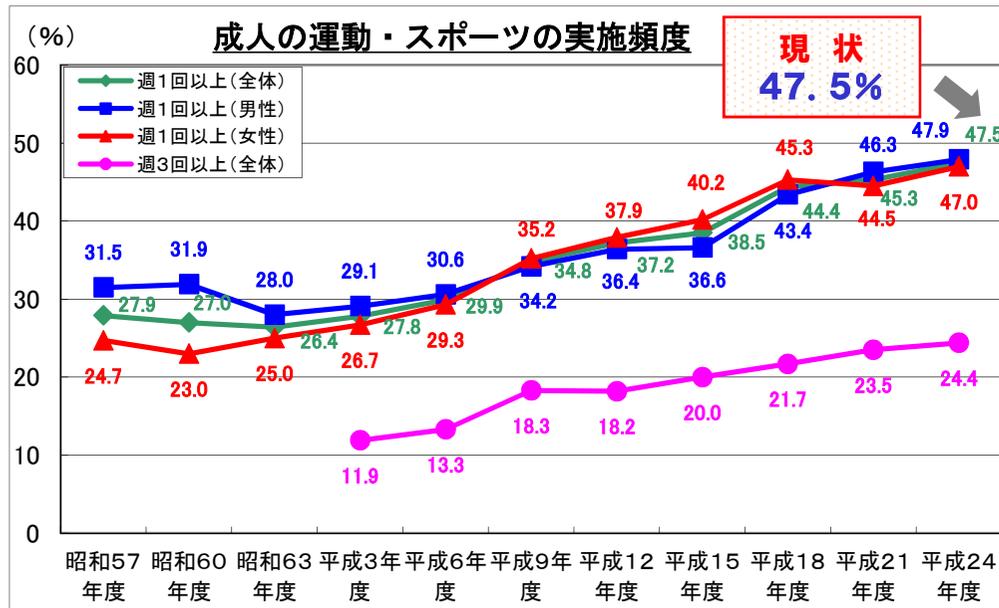
スポーツ基本計画策定後の取組

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

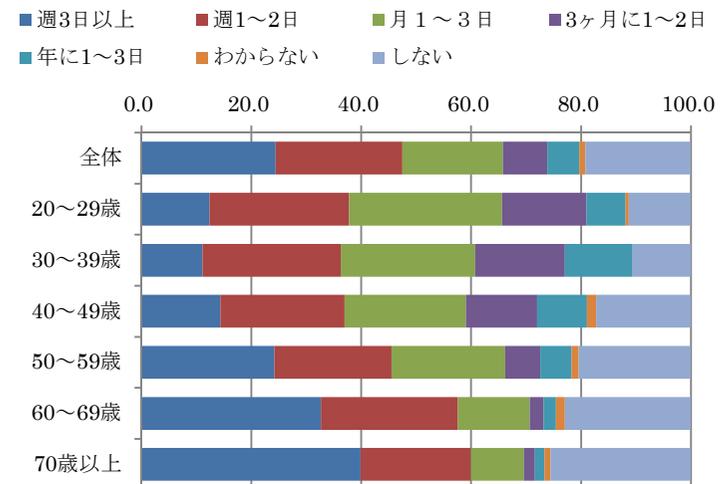
スポーツ基本計画 政策目標：

ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者(1年間に一度もスポーツをしない者)の数がゼロに近づくことを目標とする。



成人(年代別)の運動・スポーツの実施頻度



(出典)「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) 若者・高齢者のスポーツ参画促進



① 若者のスポーツ参加促進

20代・30代の多様なライフスタイルに沿って、若者のスポーツ参加機会の拡充を図るとともに、スポーツを通じた若者主体の地域コミュニティの活性化を促進する取組を実施。

取組例

- スポーツ以外の分野にスポーツをプラスした活動の促進
 - オフィスポ (通勤時や昼休み等のスポーツ活動)
 - 子育て系 (家事・子育てを運動遊びに変える)
 - 地域活動系 (ゴミ拾い活動等の地域活動にスポーツを導入)
- スポーツ・レクリエーション人材の養成
 - スポーツ・レクリエーションプランナーの養成講座の実施



1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) 若者・高齢者のスポーツ参画促進



② 高齢者の体力づくり支援

高齢者がそれぞれの環境・嗜好・健康状態等に応じて無理なく継続できる運動・スポーツプログラムの普及啓発等を実施。

取組例

- ニューエルダー元気塾
 - 1回目 体力チェック、いつでもできる運動プログラム
 - 2回目 スポーツプログラム、救急救命法の講習
 - 3回目 体力チェック、スポーツプログラム
- スポーツ・レクリエーションサポーターの養成
(高齢者自らが地域のスポーツ・レクリエーションを支える役割を担う)

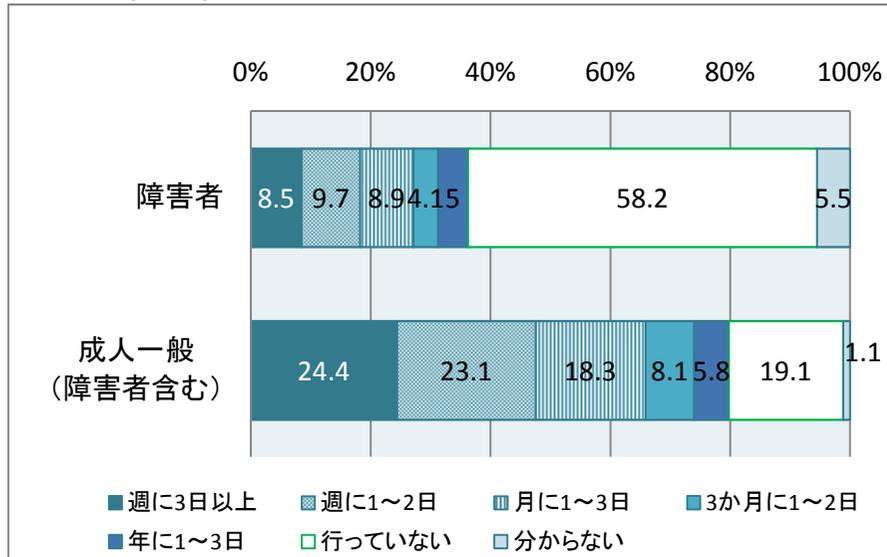
1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(2) 障害者スポーツの推進

障害者スポーツの移管

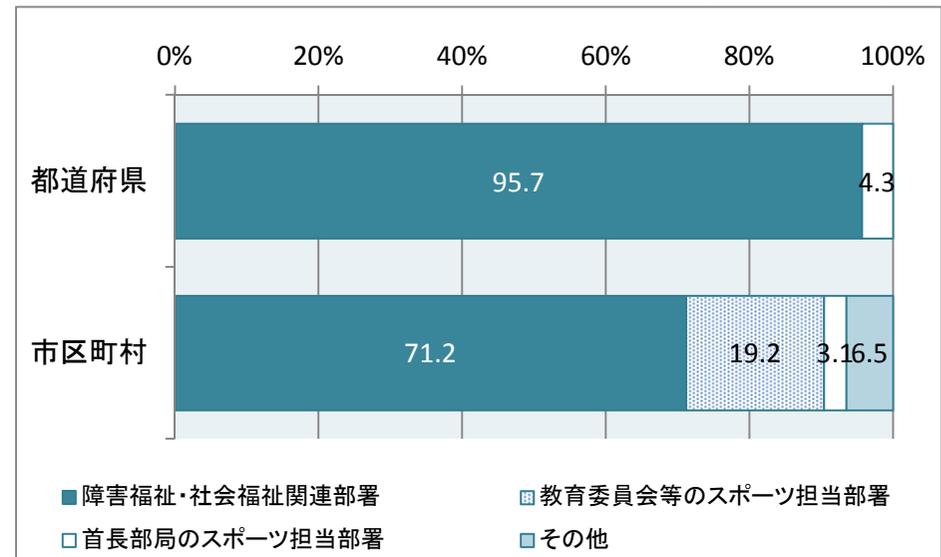
- スポーツ基本法において、障害者の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの理念が掲げられたことや、近年、障害者スポーツにおける競技性が向上していることなどにより、障害者スポーツに関する施策を、従来の福祉の観点だけでなく、スポーツの振興の観点からも一層推進していく必要性が高まってきた。
- これを踏まえ、平成26年度より、スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業を厚生労働省から文部科学省に移管し、文部科学省において競技力向上と裾野の拡大の両面から推進。

障害者(成人)が過去1年間にスポーツ・レクリエーションを行った日数



(出典) 平成25年度文部科学省委託調査、文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」

地方公共団体における障害者スポーツの担当部署(平成24年度現在)



(出典) 平成24年度文部科学省委託調査

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(2) 障害者スポーツの推進

① 地域における障害者スポーツ活動の推進

- 地域における障害者スポーツ普及のための体制づくりやノウハウ作成等を支援〔27年度新規〕
- 健常者と障害者が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の推進
- 障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究
- 障害者スポーツの普及に資する調査
- 障害者スポーツ教室や体験会等の開催〔(公財)日本障がい者スポーツ協会の取組への補助〕

② 障害者スポーツに関する国民への理解促進

- 国民の障害者や障害者スポーツに関する理解を促進するためのイベントや体験会等を実施〔27年度新規〕

③ 全国障害者スポーツ大会の開催

- 障害者スポーツの全国的な祭典である全国障害者スポーツ大会を開催

(大会の目的)

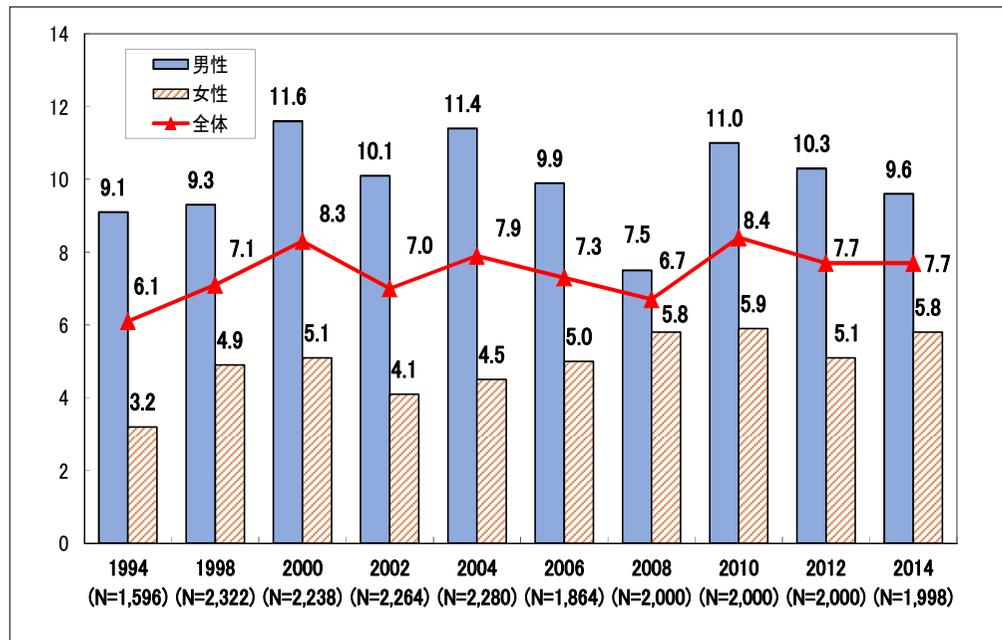
障害のある選手が、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与する。

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

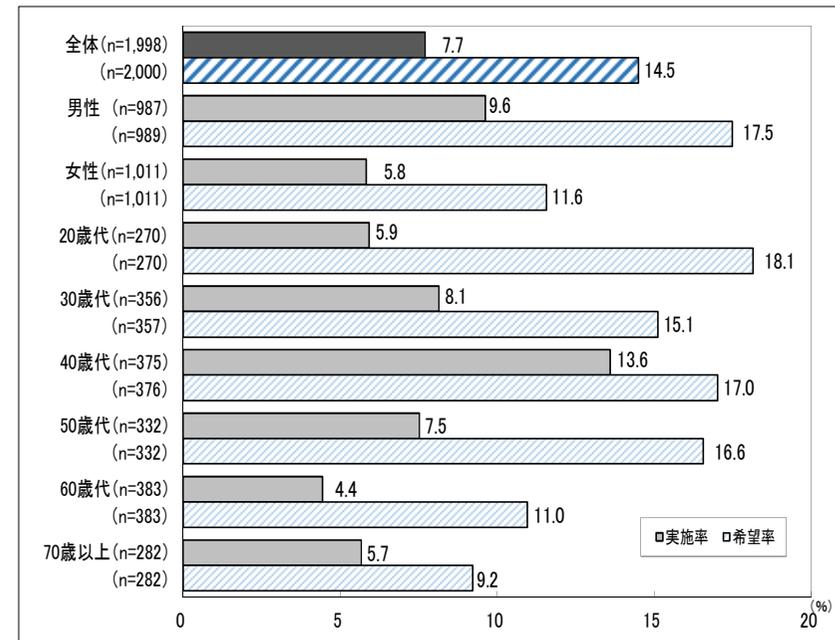
(3) スポーツボランティアの活動の活性化

- スポーツにおけるボランティア活動の実態調査等を踏まえた、地方公共団体や関係団体におけるボランティアの活用のためのガイドブックの作成・普及

成人のスポーツボランティア実施率の年次推移



スポーツボランティアの実施率及び実施希望率



(出典) 笹川スポーツ財団「スポーツライフに関する調査」より作成

2. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

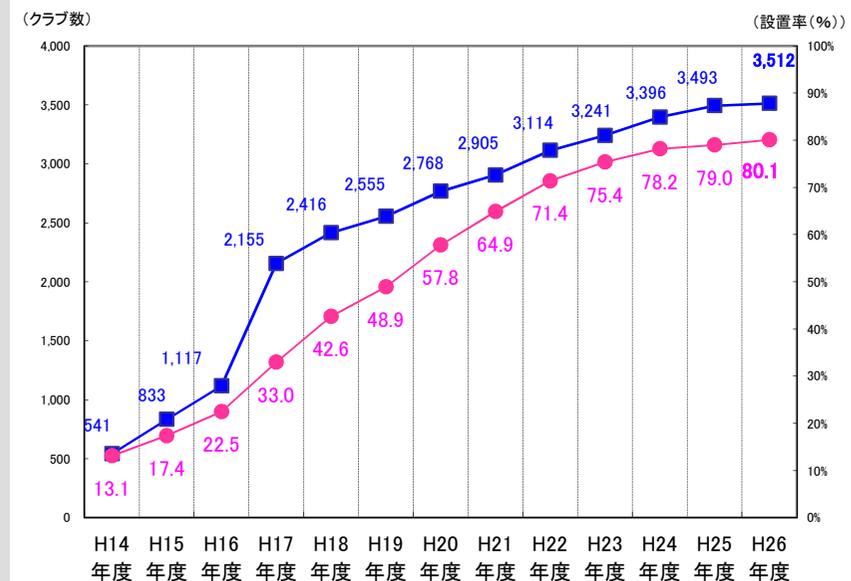
スポーツ基本計画 政策目標：

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

(1) 総合型地域スポーツクラブの育成・推進

- 総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者までの誰もがいつでも気軽に楽しめる、多世代・多種目・多志向の地域に密着したスポーツクラブであり、地域コミュニティの核となることが期待されている。
- 各市区町村に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブが育成されることを目指すとともに、運営面や指導面で周辺の地域スポーツクラブを支える「拠点クラブ」を育成している。

総合型地域スポーツクラブ設置状況



(出典) 文部科学省「平成26年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」

2. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

(2) スポーツ指導者等の養成・活用

① スポーツ指導者の養成支援

- 基礎的なスポーツ指導についての知識や技術を有するスポーツ指導者、競技者育成のための指導に当たるスポーツ指導者等の養成を支援。

〔(公財)日本体育協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会への補助〕

② スポーツ指導者の資質向上

- 「スポーツ指導者の資質能力向上のための有識者会議(タスクフォース)報告書」を取りまとめ。
(平成25年7月)
- 当該報告書に基づき、「コーチング推進コンソーシアム」を開催し、コーチ育成のための「モデル・コア・カリキュラム」の作成、②「アスリート・アントラージュ」(競技者・チームを支えるコーチ、家族、マネージャー等の関係者・関係団体)の連携協力を推進。
- 平成27年3月、同コンソーシアムにおいて、「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を取りまとめ。

2. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

(2) スポーツ指導者等の養成・活用

③ スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツ推進のための実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言、事業の企画立案や連絡調整、地域住民や行政、スポーツ団体等の間を円滑に取り持つ等のコーディネーターとして、地域スポーツ推進の中核的な役割が期待されている。

(スポーツ推進委員の状況) ※平成26年10月現在

総数 50,846人

<男女比>



<年齢別>



(出典) 文部科学省「スポーツ振興に係る取組に関する調査」

2. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

(3) 地域のスポーツ施設の整備

- 社会体育施設について整備費を補助。

※体育館、屋外運動場、プール、武道館の新・改築事業及び社会体育施設の耐震化事業について補助(補助率原則1/3)

(4) 地域スポーツと企業・大学等の連携

- 地方公共団体が、大学や企業、スポーツ団体と連携を図り、地域住民を対象としたスポーツ教室などの指導や、スポーツ医・科学データに基づく運動・スポーツプログラムを実施する取組を促進。

取組例

「徳島県ヘルスリテラシー能力向上プロジェクト」(徳島県 ※連携先：徳島大学・玉真病院)

- 県民の持続可能な健康づくり対策を検討するために、徳島県、徳島大学、玉真病院の人材及び施設を活用し、中高年のヘルスリテラシー能力の向上を図る取組を行う。
- 実践プログラムの事前事後の測定会を玉真病院で行い、運動・スポーツプログラムは徳島大学の教員と玉真病院の健康運動指導士が指導を実施している。また、参加者は日常的に運動・スポーツの記録を取り、徳島大学の教員がチェックし、フィードバックを行う。



3. スポーツ界の連携・協働による「好循環」の創出

スポーツ基本計画 政策目標：

トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

(1) 地域スポーツとトップスポーツの好循環の推進

- 拠点クラブにおいて、トップアスリートを活用し、地域のジュニアアスリートへの指導等を行う取組を支援。
- 拠点クラブを核としたエリアネットワークを構築し、スポーツ指導者(トップアスリート等)の共有化等の取組を促進。

(2) アスリートのキャリア形成支援

- トップアスリート等に対し、現役中に将来に備える「デュアルキャリア」と「引退後のキャリア形成」を両面から一元的に支援。〔27年度新規〕

スポーツ庁に向けた新しい取組

スポーツ庁の設置について

背景

スポーツ基本法（平成23年）の制定

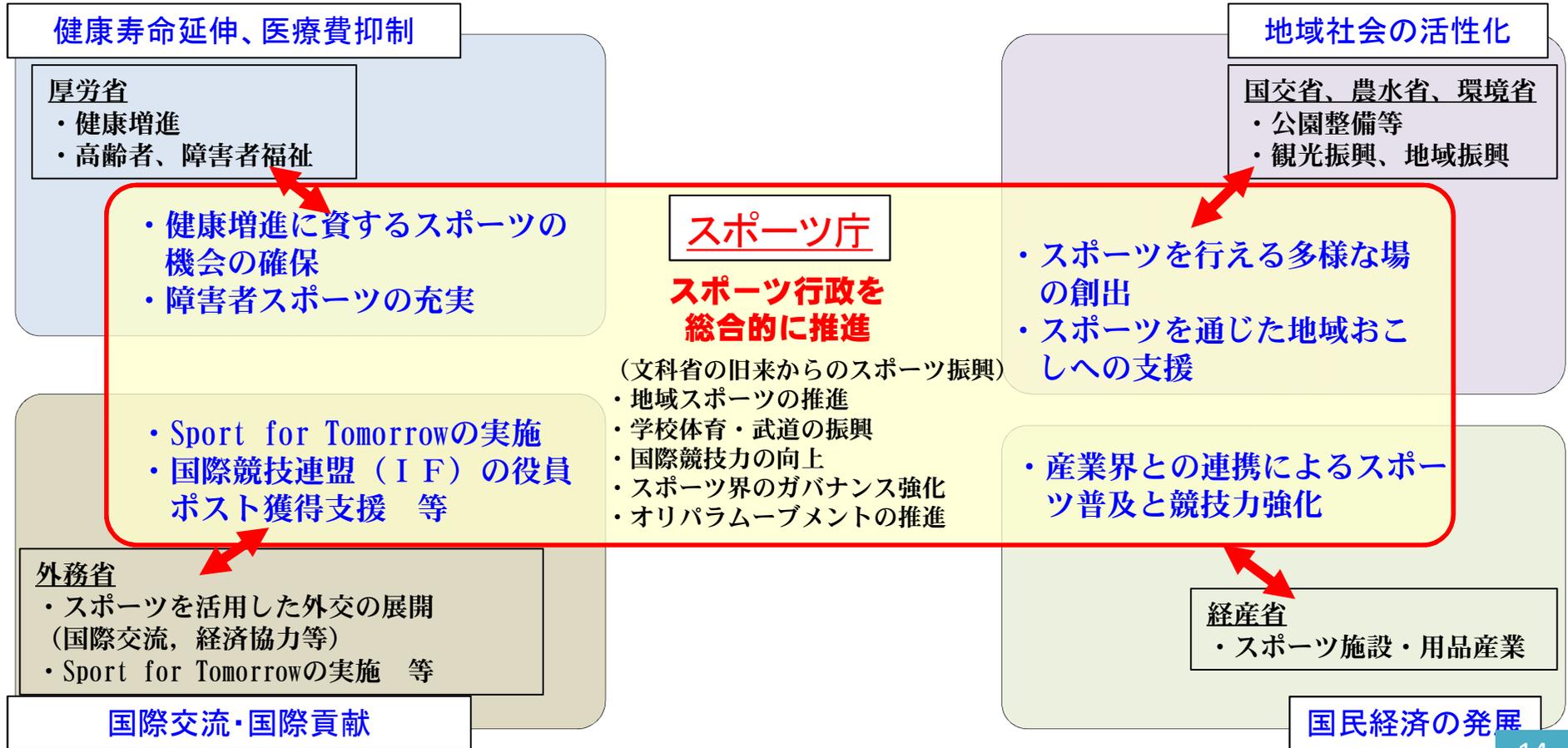
- スポーツを通じた社会発展の理念の実現が必要
- ✓ 全ての国民のスポーツ機会の確保
- ✓ 健康長寿社会の実現
- ✓ スポーツを通じた地域活性化、経済活性化
- ✓ 行政改革の方針を踏まえたスポーツ庁の設置検討

2020オリンピック・パラリンピック大会等の日本開催

- 開催国として、政府一丸となった準備が必要
- ✓ 国際公約としてのスポーツによる国際貢献の実施
- ✓ 国民全体へのオリンピズムの普及
- ✓ 開催国としての我が国の競技力の向上
- ✓ 健全者・障害者のスポーツの一体的な推進

スポーツ庁創設

スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。（基本法前文より）



スポーツ庁が中核となり、旧来からのスポーツ振興に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開。

スポーツ庁の組織構成と主な業務について

現組織「スポーツ・青少年局」

(うちスポーツ関係:3課1参事官)

(76人)

局長

大臣官房審議官

中央教育審議会
スポーツ・青少年分科会

スポーツ・青少年企画課

(総括・管理業務、スポーツ・青少年分科会、スポーツ基本計画、日本スポーツ振興センター、スポーツ施設の整備、スポーツ団体のガバナンス改善)

スポーツ振興課

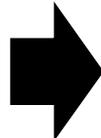
(地域スポーツクラブの育成、指導者の育成、スポーツの安全確保、スポーツ選手のキャリア形成支援、障害者スポーツの振興)

競技スポーツ課

(選手強化への支援(強化拠点・強化費)、国際大会の招致、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の準備、国際交流、ドーピング対策)

参事官(体育・青少年スポーツ担当)

(学校体育・運動部活動、武道の振興、子供の体力の向上)



新組織「スポーツ庁」

(5課2参事官)

(121人(新規増7人、他府省からの再配置23人を含む))

長官

次長

審議官

スポーツ審議会

政策課

(総括・管理業務、スポーツ審議会、スポーツ基本計画、日本スポーツ振興センター、武道の振興、国内外の動向調査、戦略的広報)

学校体育室
(学校体育・運動部活動)

スポーツ健康推進課

(予防医学の知見に基づくスポーツの普及、地域スポーツクラブの育成、子供の体力向上、スポーツの安全確保)

障害者スポーツ振興室
(障害者スポーツの充実)

競技力向上課

(選手強化への支援(強化拠点・強化費)、医・科学を活用した競技力向上策の開発)

スポーツ国際課

(国際大会の招致、国際交流、ドーピング対策、スポーツを通じた国際貢献、世界のスポーツ界への積極的関与(人材育成・派遣等))

オリンピック・パラリンピック課 ※時限

(オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進(Sport for Tomorrowの推進等)、2020年大会に向けたスポーツ団体等との調整)

参事官(地域振興担当)

(スポーツをできる多様な場の創出(地域スポーツ施設の充実等)、スポーツを通じた地域おこしへの支援)

参事官(民間スポーツ担当)

(スポーツ団体のガバナンス改善、スポーツ人材・指導者の育成、スポーツ選手のキャリア形成支援、産業界との連携促進)

スポーツによる地域活性化推進事業

(新 規)
27年度予算額: 305,619千円

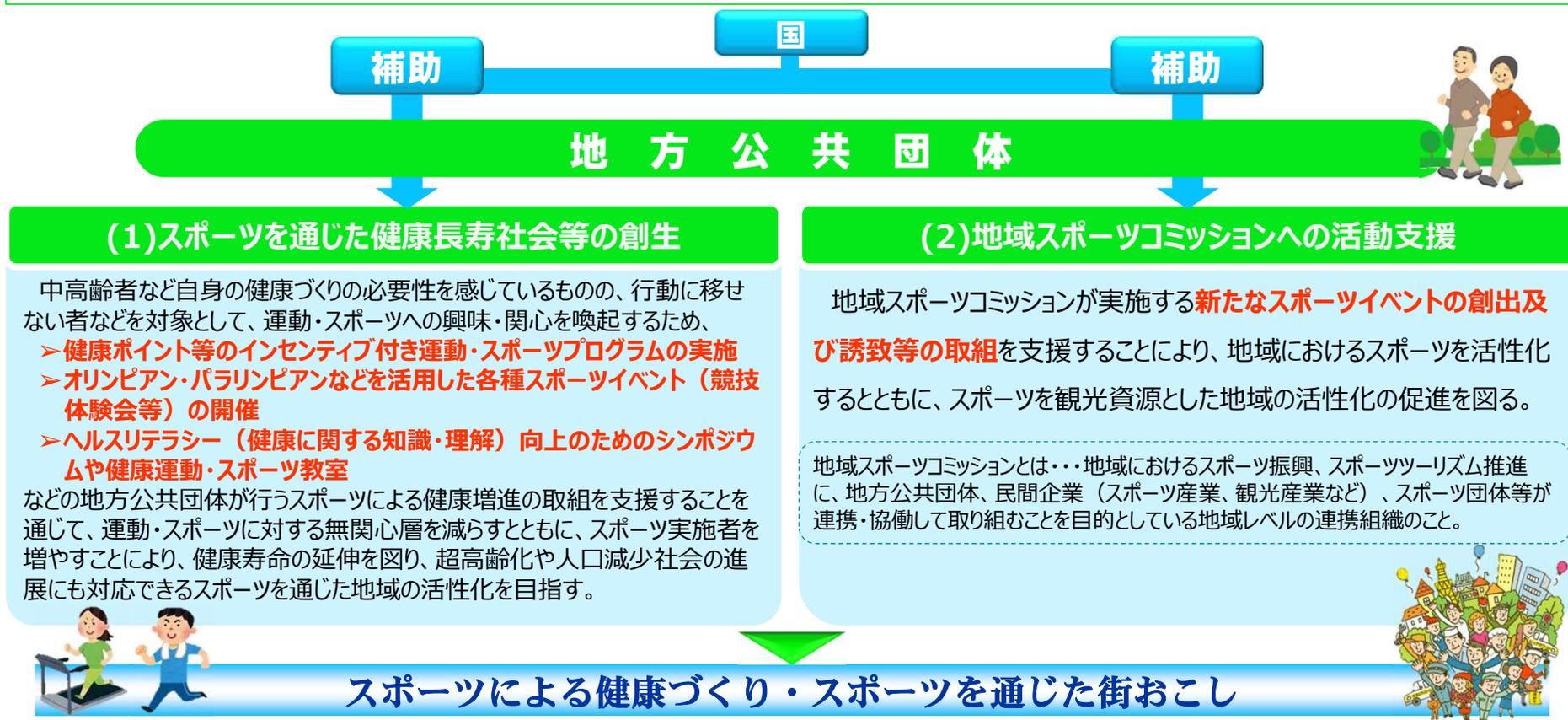
目的・要旨

「日本再興戦略」において「**スポーツ立国を目指し、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり等を推進する。**」こととされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」では2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組として「**東京大会等を契機として、スポーツを通じた街おこし**」を推進することとされたところである。

これらを受けて、スポーツが持っている本来の力を引き出すことにより、各地域でスポーツを活用したコミュニティを構築し、他者との協働や公正さと規律を重んじる社会、健康で活力に満ちた長寿社会、地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会を目指す。

事業内容

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組とともに、さらにはスポーツツーリズムを活用した地域の活性化など、以下の事業を実施することにより、スポーツによる地域の活性化を促進する。



ス ポ ー ツ 立 国 の 実 現

スポーツによる地域活性化推進事業【取組事例】

(1) スポーツを通じた健康長寿社会等の創生

<補助対象者及び補助額>

- ①補助対象者:市区町村
- ②補助の額:定額

<具体的な取組>

- ◆健康ポイント等のインセンティブ付きスポーツ・運動プログラムの実施
- ◆オリンピック・パラリンピアンなどを活用した各種スポーツイベント(競技体験会等)の開催
- ◆ヘルスリテラシー(健康に関する知識・理解)向上のためのシンポジウムや健康スポーツ・運動教室などの実施

<先進的な取組事例>

ー健康ポイント等のインセンティブ付きスポーツ・運動プログラムの実施ー>

○Smart Wellness City(新潟県見附市 等)

- 平成25年度から、総合特区制度を活用し、スポーツに無関心な層を含む多くの住民を対象にした健康ポイント付運動教室等を開催し、実施状況に応じた健康ポイントの付与と住民のスポーツ・運動実施等の関連を検証する実証実験に参加。
- スポーツや健康に関心のある層だけが参加するこれまでの政策から、地域住民の誰もが参加し、生活習慣病予防及び寝たきり防止を可能とするスポーツを通じたまちづくりを目指す取組を実施。



(2) 地域スポーツコミッションへの活動支援

<補助対象者及び補助額>

- ①補助対象者:都道府県及び市区町村
- ②補助の額:定額

<地域スポーツコミッションの取組>



<先進的な取組事例>

○さいたまスポーツコミッション(埼玉県さいたま市)

- 観光協会、自治体、市体協、大学、商工会議所、プロスポーツチーム、メディア等が連携し、さいたまスポーツコミッションを設立。Jリーグ2チームのフランチャイズ、さいたまクリテリウム by ツール・ド・フランスの誘致成功などの実績。
- さいたまクリテリウム by ツール・ド・フランス(2013)の経済波及効果:30億円、来場者数:約20万人

大阪府高石市における取組（SWC総合特区にて平成26年度から実証実験開始）

1. ポイントの付与対象（健幸づくり教室等）

ポイント付与条件

① 健幸づくり教室等への参加

- ・健幸づくり教室（※）
- ・ウォーキング教室
- ・ストレッチ・筋トレ・有酸素運動・軽体操等の教室



② 歩数（歩数計を付与。歩数に応じたポイント）



③ 健康状態の改善

（BMI減少、筋肉増加、健診データの改善等）



④ 取組の継続（6か月間継続）

⑤ 健康診断の受診

※ 健幸づくり教室

- 参加者の体力やライフスタイルに応じ、効果が確認されたオーダーメイドの運動・食事プログラムを作成。
- 週1回、2時間程度、指導者のもとの運動。

1ポイント=1円相当

最大獲得ポイント

200ポイント／1か月
（20ポイント／1回）

※健幸づくり教室（有料）では、入会の際に1000ポイントを追加付与。

800ポイント／1か月

（BMI, 筋肉）1000ポイント／3か月
（健診データ）3000ポイント／1年

500ポイント／6か月

1000ポイント／1年



2. インセンティブ付与の方法等

終了後のポイント付与方法		貯めたポイント全額を付与 年間最大22,000ポイント
ポイント利用方法	個人利用	・ポイントと同額の 地域スーパー等の商品券 と交換（500ポイント以上） ・ Ponta（ポんタ）ポイント と交換
	地域寄付	教育指定寄附金、緑化基金指定寄付金